

6 児 童 部

保 育 所 等

1 公立保育所等の施設概要

令和2年(2020年)4月1日現在

園 名	所 在 地	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	職員数 (人)
山 田 保 育 園	山田市場19-9	1,980.0	693.9	18
い ず み 〃	泉町2-11-43	2,122.0	790.0	21
南 千 里 〃	桃山台1-4-1	3,593.3	1,403.2	25
こ と ぶ き 〃	岸部中2-2-1	2,914.3	1,153.8	19
岸 部 〃	岸部北2-2-2	2,042.8	986.6	18
千 里 山 〃	千里山東2-19-22	2,446.7	756.2	19
東 〃	南正雀4-1-1	1,326.3	974.4	20
垂 水 〃	垂水町1-6-9	1,112.8	882.3	20
吹 一 〃	内本町1-23-28	1,054.4	865.0	20
吹 六 〃	南清和園町40-31	1,313.7	864.5	19
片 山 〃	出口町32-1	1,203.6	888.1	20
千 三 〃	千里山西1-12-1	3,336.9	943.2	19
山 三 〃	山田西1-27-15	2,474.9	977.9	20
はぎのきこども園	古江台2-11-4	2,297.1	1,724.4	25
いずみ小規模園	泉町2-11-43	(いずみ保育園内)	452.9	7

2 保育所等の定員と利用状況

令和2年(2020年)4月1日

保育所等名		区分	定員 (人)	利用児童数 (人)	開所年度	備考
市立保育所 (13)	山田保育園		111	116	昭和27(1952)	平成12年度(2000年度)より待機児対策として定員外入所を実施
	いづみ	〃	120	107	〃 42(1967)	
	南千里	〃	142	140	〃 44(1969)	
	ことぶき	〃	105	122	〃 44(1969)	
	岸部	〃	112	125	〃 47(1972)	
	千里山	〃	100	112	〃 47(1972)	
	東	〃	112	105	〃 48(1973)	
	垂水	〃	112	125	〃 50(1975)	
	吹一	〃	112	116	〃 50(1975)	
	吹六	〃	112	119	〃 53(1978)	
	片山	〃	120	128	〃 54(1979)	
	千山	〃	120	127	〃 54(1979)	
	山三	〃	120	125	〃 58(1983)	
小計			1,498	1,567		
市立認定こども園 (9)	認定こども園佐竹台幼稚園		45	39	平成28(2016)	幼稚園型
	認定こども園吹田第一幼稚園		45	39	〃 29(2017)	〃
	認定こども園吹田南幼稚園		45	44	〃 29(2017)	〃
	認定こども園千里第二幼稚園		45	47	〃 30(2018)	〃
	認定こども園岸部第一幼稚園		45	37	〃 30(2018)	〃
	認定こども園豊津第一幼稚園		45	47	〃 30(2018)	〃
	認定こども園山田第一幼稚園		45	38	〃 30(2018)	〃
	認定こども園山田第三幼稚園		45	40	〃 30(2018)	〃
	はぎのきこども園		120	144	〃 30(2018)	幼保連携型
小計			480	475		
保育立事業所 模(1)	いづみ小規模園		19	19	令和元(2019)	
私立保育所 (33)	岸部敬愛保育園		90	83(0)	昭和23(1948)	左記のほかに市外保育所への委託入所児童数68人()内は市外からの受託児数(内数)
	稲荷学園		180	203(1)	〃 26(1951)	
	あやめ保育園		120	122(0)	〃 42(1967)	
	千里聖愛保育センター		90	105(0)	〃 47(1972)	
	こぼと保育園		120	129(0)	〃 44(1969)	
	第二愛育園		220	192(1)	〃 50(1975)	
	あびによん保育園		140	127(0)	〃 54(1979)	
	きりん夜間愛育園		30	32(0)	平成14(2002)	
	さくら保育園		60	71(0)	〃 15(2003)	
	吹田どんぐり保育園		60	64(0)	〃 15(2003)	
	佐井寺たんぽぽ保育園		60	65(0)	〃 16(2004)	
	双葉保育園		60	69(0)	〃 17(2005)	
	マーヤ敬愛保育園		90	89(0)	〃 17(2005)	
	千里の丘けいあい保育園		90	94(0)	〃 17(2005)	
	さくらんぼ保育園		60	67(0)	〃 18(2006)	
	南山田みどり保育園		120	130(0)	〃 22(2010)	
玉川学園保育園		120	121(0)	〃 23(2011)		
保育園千里山キッズ		90	108(0)	〃 24(2012)		
トレジャーキッズえのき保育園		80	89(0)	〃 28(2016)		

区分	定員 (人)	利用児童数 (人)	開所年度	備考	
保育所等名					
私立 保育 所 (33)	吹田ポッポひかり保育園	60	63(0)	平成29(2017)	左記のほかに市外 保育所への委託 入所児童数68人 ()内は市外 からの受託児数 (内数)
	トレジャーキッズあおばおか保育園	80	84(0)	〃 29(2017)	
	玉川学園高野公園保育園	120	116(0)	〃 29(2017)	
	あいの南千里駅前保育園	120	132(0)	〃 30(2018)	
	千里山くじら保育園	102	102(0)	〃 30(2018)	
	吹田ポッポたけぞの保育園	60	56(0)	〃 30(2018)	
	南 保 育 園	112	125(0)	〃 30(2018)	
	のんの敬愛保育園	60	52(0)	〃 30(2018)	
	吹 田 保 育 園	120	121(0)	令和元(2019)	
	藤 白 台 保 育 園	142	138(0)	〃 元(2019)	
	蓮美幼児学園千里丘北ナーサリー	80	73(0)	〃 元(2019)	
	万博れんげ保育園	99	73(0)	〃 元(2019)	
	トレジャーキッズかすが保育園	80	58(0)	〃 元(2019)	
西 山 田 保 育 園	120	123(2)	〃 2(2020)		
小 計	3,235	3,276(4)			
私立認定こども園 (11)	認定こども園旭ヶ丘学園	289	230(0)	平成27(2015)	2・3号認定子ども のみ 左記のほかに市外 園への委託入所児 童数11人 ()内は市外 からの広域利用児 童数(内数) 全て幼保連携型認定 こども園
	幼保連携型認定こども園千里山やまて学園	117	115(0)	〃 27(2015)	
	認定こども園もみの木保育園	60	57(2)	〃 28(2016)	
	認定こども園南ヶ丘こども園	150	143(0)	〃 28(2016)	
	認定こども園かんらんこども園	150	178(0)	〃 28(2016)	
	認定こども園蓮美幼児学園千里丘キンダースクール	130	131(0)	〃 28(2016)	
	認定こども園もみの木千里保育園	120	135(0)	〃 28(2016)	
	千里ニュータウンこども園	140	144(0)	〃 29(2017)	
	吹田くすのきこども園	80	92(0)	〃 29(2017)	
	認定こども園千里山グレース幼稚園	80	85(0)	令和元(2019)	
幼保連携型認定こども園彩つばさこども園	130	153(0)	〃 元(2019)		
小 計	1,446	1,463(2)			
私 立 小 規 模 保 育 事 業 所 等 (43)	ハッピータイム	12	14(0)	平成27(2015)	左記のほかに市外 事業所への広域利 用児童数 5人 ()内は市外 からの広域利用児 童数(内数)
	あすなろ共同保育所	18	12(0)	〃 27(2015)	
	保育所なかよしキッズ	19	18(0)	〃 27(2015)	
	吹田ポッポ保育園江坂校	19	19(0)	〃 27(2015)	
	ふじしろ幼稚園保育部	12	14(0)	〃 27(2015)	
	チャイルドケアPuppy-ぱびい-	15	15(0)	〃 27(2015)	
	蓮美幼児学園五月が丘プリメール	12	9(0)	〃 27(2015)	
	吹田ポッポ保育園五月が丘校	19	14(0)	〃 27(2015)	
	けいあいルンビニ五月が丘	19	16(0)	〃 27(2015)	
	エルエルキッズ! ナチュラル	15	15(0)	〃 27(2015)	
	吹田ポッポ保育園第2江坂校	19	19(0)	〃 27(2015)	
	吹田ポッポ保育園第3江坂校	12	12(0)	〃 27(2015)	
	くじら保育園吹田豊津園	19	18(0)	〃 27(2015)	
	フェアリーキッズ保育園山田西	12	12(0)	〃 27(2015)	
	保育所なかよしフレンズ	19	19(0)	〃 28(2016)	
	ライフライト	18	10(0)	〃 28(2016)	
	こぼとっこ保育園	19	19(0)	〃 28(2016)	
	フェアリーキッズ保育園五月が丘北	12	7(0)	〃 28(2016)	
	フェアリーキッズ保育園北千里	19	15(0)	〃 28(2016)	
	フェアリーキッズ保育園北千里プラス	19	16(0)	〃 28(2016)	
くじら保育園豊津東園	19	18(0)	〃 28(2016)		
ぬくもりのおうち保育五月が丘園	12	11(0)	〃 28(2016)		
千里山アゼリア保育園	19	19(0)	〃 28(2016)		

令和2年(2020年)4月1日

区分 保育所等名	定員 (人)	利用児童数 (人)	開所年度	備考
駅前アゼリア保育園	19	19(0)	平成28(2016)	左記のほかに市外 事業所への広域利 用児童数 5人 ()内は市外 からの広域利用児 童数(内数)
こどもなーと山田保育園	12	12(0)	〃 28(2016)	
ちゃいれっく関大前保育園	19	19(0)	〃 29(2017)	
ちゃいれっく江坂保育園	19	18(0)	〃 29(2017)	
私立 蓮美幼児学園千里丘プリメール	19	17(0)	〃 29(2017)	
マリーピクシー保育園	19	18(0)	〃 29(2017)	
小規模 保育園ハイタッチキッズ	19	18(0)	〃 29(2017)	
風の保育園	19	18(0)	〃 29(2017)	
模光の保育園	19	15(0)	〃 29(2017)	
保育事業 小規模園第1ニューリーブス	19	18(0)	〃 29(2017)	
所等 小規模園第2ニューリーブス	12	10(0)	〃 29(2017)	
(43) ぬくもりのおうち保育古江台園	19	17(0)	〃 30(2018)	
千里丘いぶき保育園	19	19(0)	〃 30(2018)	
保育ルームG-days	19	19(0)	〃 30(2018)	
岸辺サンフレンズ保育園	19	19(0)	〃 30(2018)	
ちびっこ江坂北保育園	19	18(0)	令和元(2019)	
アートチャイルドケア吹田けんと保育園	19	15(0)	〃 2(2020)	
つなげる保育江坂園	4	11(0)	平成28(2016)	
地方独立行政法人市立吹田市民病院院内保育所	10	9(0)	〃 28(2016)	
やまてようちえんやまてっこ	20	28(0)	〃 29(2017)	
小計	721	677(0)		
計	7,399	7,477		

3 保育所等の運営

(1) 0歳児保育

それまで未実施の保育所も実施し、平成5年度(1993年度)から市立保育所18か所、私立保育所13か所の全所での実施となる。令和2年(2020年)4月1日現在、保育所46か所(市立13、私立33)、認定こども園11か所(市立1、私立10)、小規模保育事業等施設42か所(私立42)で実施している。

(2) 発達支援保育

保育所における発達支援保育(旧障がい児保育)を昭和48年(1973年)から実施している。

ア 対象児童 保育所における集団保育が適当と認められる、おおむね3歳以上の障がい児等で日々通所できる者。(就労等の事由で保育所を利用している児童で障がいのある児童(配慮を要する児童)を含む。)

イ 定員 集団保育が適切に実施できる範囲の人数。

ウ 利用 発達支援保育検討会議の協議を経て決定する。

エ 利用状況(令和2年(2020年)4月1日現在)

公立 86人 私立 77人 計 163人

(3) 延長保育

市内の保育所（認定こども園を含む）58か所、小規模保育事業所等44か所において、11時間以上の開所をしている。そのうち、7時から保育を実施している保育所が市立14か所、私立が36か所、小規模保育事業所等が市立1か所、私立9か所。7時30分から保育を実施している保育所が私立8か所（夜間保育所1か所を含む）、小規模保育事業所が32か所。

また、19時まで保育を実施している保育所が市立14か所、私立が38か所、小規模保育事業所等が市立1か所、私立25か所。19時以降の保育を実施している保育所が私立6か所（夜間保育所1か所を含む）、小規模保育事業所等が9か所。

(4) 緊急保育

昭和54年(1979年)4月から、緊急事由により保育の実施を要する乳幼児を対象に、原則として2か月まで（緊急事由が継続している場合、最大4か月まで）の期間利用できる制度を設けている。令和2年度(2020年度)からは受入施設を市立保育所13か所及びはぎのきこども園とし、定員は66人としている。（ただし、このうち3歳未満児は6保育所及びはぎのきこども園、定員24人）

対象児童は、保護者に下記の緊急事由が生じたことにより吹田市子ども・子育て支援法施行細則第4条第3号の規定に該当する者。

ア 出産のため入院を必要とする場合

イ 病気のため入院を必要とする場合

ウ 同居の親族の病気入院により常時その介護又は看護を必要とする場合

エ これらと同程度の事由により必要と認められる場合

（保護者が死亡・行方不明・拘禁されている等）

4 私立保育所等に対する助成

(1) 整備助成

ア 助成対象 (ア) 社会福祉法人等が行う保育所に係る整備事業

(イ) 社会福祉法人等が行う認定こども園に係る整備事業

(ウ) 社会福祉法人等が行う保育所又は小規模保育事業所として開設するための改修事業

(エ) 50万円以上500万円未満の小規模補修費助成（吹田市特定教育・保育施設等運営助成金の一種として、市単独助成）

イ 助成額 (ア) 創設、増築又は改築事業、大規模修繕事業：助成対象経費の4分の3の範囲内

(イ) 創設、増築又は改築事業、大規模修繕事業：助成対象経費の4分の

3の範囲内

(ウ) 開設準備に係る建物改修等事業：助成対象経費の4分の3の範囲内

(エ) 小規模補修費助成：助成対象経費の2分の1の範囲内

ウ 助成状況

(ア) 社会福祉法人等が行う保育所に係る整備事業

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)
種別 件数	創設 3 ※1	創設 増改築 4 1 ※2	創設 増改築 3 1
助成額(円)	602,499,152	509,720,896	689,939,000

※1 平成29年度(2017年度)のうち1件は、平成30年度(2018年度)との2か年事業

※2 平成30年度(2018年度)のうち3件は、令和元年度(2019年度)との2か年事業

(イ) 社会福祉法人等が行う認定こども園に係る整備事業

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)
種別 件数	創設及び改築 1 ※1	創設及び改築 1 ※1	増築及び大規模修繕 1 ※3
助成額(円)	89,313,000	387,731,000	206,313,000

※1 平成29年度(2017年度)は、平成30年度(2018年度)との2か年事業

※2 令和元年度(2019年度)は、令和2年度(2020年度)との2か年事業

(ウ) 社会福祉法人等が行う保育所又は小規模保育事業所として開設するための改修事業

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)
施設種別 件数	保育所 小規模 1 5	小規模 2	小規模 1
助成額(円)	112,059,522	44,970,000	26,250,000

(エ) 小規模補修費助成

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)
件数	3	3	4
助成額(円)	4,071,589	4,813,484	8,235,820

(2) 委託料の支給

支給目的 昭和46年(1971年)8月から私立保育所等の利用児童の福祉の増進を図るため委託料を支給している。(市単独)

支給額 ア 月の初日に在籍する児童

保育対策費

3歳未満の児童 1人につき月額 1万円

3歳以上の児童 1人につき月額 5,000円

給食費助成

3歳以上の児童 1,000円

(平成27年(2015年)4月に改定)

イ 月途中に入退所する児童

1月を25日で日割りにより精算した額。

(3) 運営助成金(令和2年(2020年)4月1日現在)

助成目的 保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業(以下、「特定教育・保育施設等」という。)の利用児童の保育内容の充実を図るため助成金を交付している。

助成内容(助成対象施設等:◎保育所・認定こども園、●幼稚園、○小規模保育事業)

ア 発達支援保育等対策費助成(市単独助成) ◎

介助保育士を要するとき 児童1人につき月額 24万8,240円(1人目)
26万8,920円(2人目以降)

介助保育士を要しないとき 児童1人につき月額 7万8,530円

医療的ケアを必要とするとき 児童1人につき月額 28万6,890円

イ 認定こども園特別支援教育・保育対策事業費 ◎

介助保育士を要するとき 児童1人につき月額 6万5,300円

ウ 保育特別対策費助成(市単独助成) ◎

児童の年齢ごとの保育士の配置基準を満たした上で、予備保育士を配置しているとき

1施設最高月額 24万8,240円(1人目) 24万8,240円又は12万4,120円(2人目) 4万円(加算)

エ 延長保育事業費 ◎○

特定教育・保育施設等が国の延長保育事業の要件を満たす延長保育(2号認定子ども及び3号認定子どもに対するものに限る。)を実施しているとき。

保育短時間認定と保育標準時間認定に分けて算出する。

◆保育標準時間認定 (1事業当たり)

30分延長	年額	30万円 (平均対象児童数1人以上)
1時間延長	年額	154万4,000円 (平均対象児童数6人以上)
2～3時間延長	年額	246万円 (平均対象児童数3人以上)
4～5時間延長	年額	517万6,000円 (平均対象児童数3人以上)
6時間以上延長	年額	607万7,000円 (平均対象児童数3人以上)

◆保育短時間認定 (在籍児童1人当たり)

1時間延長	年額	1万8,700円 (平均対象児童数1人以上)
2時間延長	年額	3万7,400円 (平均対象児童数1人以上)
3時間延長	年額	5万6,100円 (平均対象児童数1人以上)

※保護者から延長保育料を徴収している特定教育・保育施設等の場合は、助成金が減額される。

オ 行事費助成 (市単独助成) ◎●

児童のための観劇の行事を実施しているとき 1施設年額 1万5,000円

カ 園外保育費助成 (市単独助成) ◎●

園外保育を行う際に利用するバス借上料その他交通費

1施設年額 7万7,700円 (ただし、定員150人以上の施設は15万5,400円)

キ 小規模補修費助成 (市単独助成) ◎

50万円以上500万円未満の保育用施設の小規模補修費を対象に最高250万円まで

ク 保育体制強化費 ◎

国の保育体制強化事業の要件を満たす保育支援者を配置していること

1施設当たり最高月額 10万円 (ただし、保育支援者の配置があった月のみ)

ケ 保育士宿舎借上費 ◎○

国の保育士宿舎借上支援事業の要件を満たす宿舎を借り上げていること

1戸当たり最高月額 7万1,000円又は8万2,000円までの4分の3を乗じた額まで

コ 看護師助成 (市単独助成) ◎

保育所が雇用する看護師又は保健師に係る一定額以上の経費 (保育所運営費交付基準で算定された保育士人件費の額を超える額)

1施設最高年額 81万6,000円

サ 病児保育事業 (体調不良児対応型) 費 ◎○

国の承認を得た病児保育事業 (体調不良児対応型) を実施しているとき

1施設最高年額 447万2,000円

5 保育関係経費の決算額内訳

令和元年度(2019年度)

(単位：円、人)

区 分		経営主体別	市 立 分	私 立 分	合 計
国 の 基 準	施設型・地域型保育給付費	A	32,287,600	6,229,608,206	6,261,895,806
	精算基準徴収額	B	9,036,100	1,075,130,730	1,084,166,830
	補助基本額 (A-B)	C	23,251,500	5,154,477,476	5,177,728,976
	国庫負担金	D	12,834,828	2,769,631,301	2,782,466,129
	府費負担金	E	5,208,336	1,192,423,087	1,197,631,423
	府費負担金(地方単独分)	F	—	30,316,369	30,316,369
	市費負担金(C-D-E-F)	G	5,208,336	1,162,106,719	1,167,315,055
歳 入	市基準保育料徴収額	H	542,708,530	751,826,710	1,294,535,240
	その他の特定財源	H'	25,031,596	—	25,031,596
	国庫・府費負担額 (D+E+F)		18,043,164	3,992,370,757	4,010,413,921
	国・府補助額	I	62,569,664	175,964,012	238,533,676
	合 計	J	105,644,424	4,168,334,769	4,273,979,193
歳出	管理運営費合計	K	3,197,337,167	7,824,647,808	11,021,984,975
差	引 額 (K-J)		3,091,692,743	3,656,313,039	6,748,005,782
	保育料軽減額 (B-H)		—	323,304,020	—
	児童1人当たり経費(平均月額) K/L		138,269	114,763	126,516
	年間延べ入所児童数 L		23,124	68,181	91,305

(注) この表には、私立保育所等に大阪府から直接支払う補助金(産休代替職員費補助金)及び市外公立保育所分は含まない。また、市立分の市基準保育料徴収額には給食費と延長保育料を含む。

6 保 育 料

2号、3号認定子どもに係る利用者負担額（保育料）

令和2年度(2020年度)(単位：円)

階層区分		本市の利用者負担額（月額）					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税のうち均等 割のみの課税世帯	6,800 [3,400]	6,700 [3,350]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	[うち、ひとり親世帯等]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 1	48,600円未満	8,200 [4,100]	8,100 [4,050]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	[うち、ひとり親世帯等]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 2	48,600円以上 58,000円未満	10,000 [5,000]	9,900 [4,950]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	[うち、ひとり親世帯等]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 3	58,000円以上 67,000円未満	12,800 [6,400]	12,600 [6,300]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	[うち、ひとり親世帯等]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 4	67,000円以上 97,000円未満	16,400 [8,200]	16,200 [8,100]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	[うち、77,100円以下かつ ひとり親世帯等]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 5	97,000円以上 103,000円未満	19,600 [9,800]	19,300 [9,650]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 6	103,000円以上 140,000円未満	24,600 [12,300]	24,200 [12,100]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 7	140,000円以上 169,000円未満	33,000 [16,500]	32,500 [16,250]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 8	169,000円以上 257,000円未満	42,000 [21,000]	41,300 [20,650]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 9	257,000円以上 301,000円未満	51,200 [25,600]	50,400 [25,200]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 10	301,000円以上 335,000円未満	59,200 [29,600]	58,200 [29,100]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 11	335,000円以上 397,000円未満	67,200 [33,600]	66,100 [33,050]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 12	397,000円以上 472,000円未満	77,200 [38,600]	75,900 [37,950]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
D 13	472,000円以上	87,200 [43,600]	85,800 [42,900]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]

(注) 1 利用者負担額の算定基準となる子供（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子供、特例保育を受ける小学校就学前子供、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子供、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子供をいう。以下、同じ。）が、同一世帯に2人いる場合における利用者負担額は、年齢の高い子供（2人の子供の年齢が同じ場合は、そのうちの1人とする。）が、利用者負担額の対象となる子供の場合については、利用

者負担額表の各階層区分欄の上段に掲げる金額とし、それ以外の子供が利用者負担額の対象となる子供の
 場合については、同欄の[]内に掲げる金額とする。

- 2 利用者負担額の算定基準となる子供が、同一世帯に3人以上いる場合における利用者負担額は、最も年
 齢の高い子供（最も年齢の高い子供が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）が利用者負担額の対
 象となる子供の場
 合については、利用者負担額表の各階層区分欄の上段に掲げる金額とし、それ以外の子
 供のうち最も年齢の高い子供が利用者負担額の対象となる子供（最も年齢の高い子供が2人以上の場合は、
 そのうちの1人とする。）の場合については、同欄の[]内に掲げる金額とし、これら2人の子供以外の
 子供が利用者負担額の対象となる子供の場
 合については無料とする。

7 公立保育所の保育士配置基準

市の配置基準は昭和46年度(1971年度)まで国の配置基準を準用していたが、昭和47年度(1972年
 度)、乳児保育を開始する際に府内各市の実態を参考にして定めたものであり、現在では次のと
 おりの配置基準としている。

区 分	国の保育士配置基準	市の保育士配置基準
0 歳 児	3 : 1	3 : 1
1 歳 児	6 : 1	5 : 1
2 歳 児		6 : 1
3 歳 児	20 : 1	20 : 1
4 ~ 5 歳 児	30 : 1	30 : 1

8 病児・病後児保育事業

児童が病気の時、又は病気の回復期にあるが集団保育が困難であり、かつ保護者が勤務等の
 理由により家庭において保育することができない就学前児童及び小学1年生を対象として、シッ
 クキッズ（委託）、江坂キッズ（委託）、エキスポキッズ（補助）、ひろあキッズ（委託）、吹田け
 んとキッズ（委託）及びぶろっこりー（委託）において事業を実施している。

目 的 保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。

概 要

利 用 定 員	1日につき9人以内（ひろあキッズ、吹田けんとキッズは6人以内）
保 育 時 間	午前8時から午後7時まで
休 業 日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始
利 用 料 金	1人1日当たり2,000円（減免制度あり）

実 績

令和元年度(2019年度)利用延べ人数 3,346人

9 子育て支援コンシェルジュ事業（利用者支援事業）

多様な教育・保育施設や事業がある中で、保護者がそれらの中から自分の家庭にふさわしいメニューを確実に円滑に利用できるよう相談専門職員を配置し、細やかな利用支援を行う。主として、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行う。

事業開始日 平成29年(2017年)6月1日

10 子育てのための施設等利用給付

令和元年(2019年)10月からの幼児教育・保育の無償化により、特定子ども・子育て支援施設等（新制度未移行幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等）を利用する、主に3～5歳児の子供の保護者へ、施設等利用費を給付する。

(1) 対象者・給付上限額

種類	対象者	給付上限額
新制度未移行幼稚園	満3歳児から5歳児	月額25,700円
預かり保育事業	保育の必要性の要件のある3歳児から5歳児	月額11,300円 日額450円×その月の利用日数 いずれか低い方の額
	保育の必要性の要件のある市民税非課税世帯の満3歳児	月額16,300円 日額450円×その月の利用日数 いずれか低い方の額
認可外保育施設等 ※認可外保育施設・ベビーシッター、一時預かり事業（幼稚園型以外）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	保育の必要性の要件のある3歳児から5歳児	月額37,000円 ※幼稚園・認定こども園を併用している場合は、月額11,300円から預かり保育での支給額を除いた額（条件あり）
	保育の必要性の要件のある市民税非課税世帯の0歳児から2歳児	月額42,000円 ※幼稚園・認定こども園を併用している場合は、月額16,300円から預かり保育での支給額を除いた額（条件あり）

(2) 支給者及び支給総額

令和元年度 (2019年度)	人員	支給額（円）
	5,622人	777,772,060円

11 私立幼稚園給食費補助金

給食費の負担軽減のため、新制度未移行幼稚園を利用している吹田市在住の子供のうち、低所得世帯などの子供の給食材料費のうち副食費相当分を補助する。

(1) 対象者

- ア 市民税所得割額の父母の合計額が77,101円未満である世帯の子供
- イ 所得階層にかかわらず、小学校3年生までの子供（小学校就学前の子供は認可保育所等を利用する子供に限る）を第1子とカウントして第3子以降となる子供
- ウ 生活保護受給世帯の子供

(2) 給付上限額 月額4,500円

(3) 助成実績

令和元年度 (2019年度)	人員	支給額（円）
	468人	5,635,073

※令和元年度(2019年度)は、市単独で、主食費（月額上限1,500円）を補助

子育て支援

1 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業は、保育所等において、0歳児から学齢前までの児童を集团的に保育し、育児のノウハウを蓄積している実績をいかしながら、子育て家庭への支援を行う事業である。平成9年(1997年)4月から地域子育て支援センターを公立保育所及び私立保育所に設置し、地域子育て支援センター事業の企画、運営を担当する地域担当保育士を配置して、育児教室を始め、育児サークルの育成・支援、育児相談、行事の開放、施設の一部開放などを実施している。育児教室については保健センターと共催で実施しているほか、他の事業についても他団体・他機関と連携をとり、地域全体で子育てを支援し合う基盤の形成を図っている。

概要

- 育児教室 0歳児及び2歳前後の子供とその保護者を対象に、集団での育児の指導援助や遊びを通して子育ての楽しさを伝え合い、地域で親子の仲間づくりを進める。
- 育児相談 育児教室や開放事業などの際に相談を受けることによって、子育て不安の軽減や虐待の予防に努める。ケースによっては関係機関との連携をとり、継続的な支援を行う。

育児サークルの育成・支援	育児教室終了後、地域で自主的な活動を継続するための援助を行う。地域の育児サークルから援助の要請があれば、地域担当保育士を派遣する。サークル交流会などを通して活動にいかせる情報の提供や支え合い、育ち合える仲間づくりを支援する。
子育て支援関係機関連絡会	地域子育て支援センターが中心となり、保育所や幼稚園、児童会館・児童センター、保健センターなどの子育て関係機関や地域の団体が交流や学習を通して有機的な連携を図り、身近な地域でのネットワークを構築する。
施設の一部開放	おおむね週1回、園庭や保育所等の施設の一部を地域に開放して園児との交流や子育て中の市民の自主的な活動を援助する。
行事開放	伝承行事を始めとして、保育所等で行う行事に地域からの参加を呼び掛ける。育児サークルの活動の場としても活用する。

実績

令和元年度(2019年度) 育児教室参加組数 2,434組

2 子育て広場助成事業

子育て中の親の子育てへの負担感を緩和するため、乳幼児及びその親が気軽に集い、交流し、子育ての喜び及び楽しみを共有できる場「子育て広場」を設け、子育てに関する相談その他の子育て支援に係る事業を行う団体に対し、補助金を交付する。

事業開始年度 平成17年度(2005年度)

令和元年度(2019年度)補助対象団体 8か所

のびのび子育てプラザ

1 設置目的

子育て青少年拠点夢つながり未来館(愛称「ゆいびあ」)は、青少年が人と触れ合い、情報と出会い、その成長に応じた支援を受けることにより、思いやりの心や創造性を育み、その思いを夢へとつなぐ拠点となるとともに、子育ての知識、経験等を学び合い、安心して子育てのできる環境をつくる拠点となることによって、青少年又は子育てに対する支援の輪を地域に広げ、共に成長し、支え合う活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

夢つながり未来館1階に位置するのびのび子育てプラザは、子育てについて学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、安心して子育てができるよう必要な支援を行うことを目的とする。

2 施設の概要

名 称	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のびのび子育てプラザ
位 置	山田西4丁目2番43号
延べ床面積	626.13㎡
開 館 日	平成23年(2011年)3月26日(同年4月1日一般供用開始)

3 のびのび子育てプラザ事業

子育て中や子育て支援に関わる市民が、時間と空間と仲間を共有することにより、孤立した子育てや育児不安・負担感の軽減を図る。また、子育て支援を受けた保護者が次に子育て家庭を支援する側に回ることができるよう、学びの場の提供や子育て支援のネットワークを構築する。

概 要

ア 親子教室・育児教室

就学前の乳幼児と保護者を対象とし、通年の自由参加の形式で「あかちゃんひろば」「あそびのひろば」「おとうさんとあそぼう」の親子教室を定例で開催。また、保健センターや公立保育所と連携し、市内各地に出向き、2歳前後の乳児を対象にした育児教室と1歳までの乳児を対象にした赤ちゃん会を開催。

イ 講演・講座

遊びや健康・発達、生活などの講座等を開催。子育て中の方や子育て支援に関わっている方などに学びの場を提供。

ウ 子育て情報の提供

毎月広報誌「のびのびだより」を発行し、ホームページ上にも公開。

エ 子育てサークル支援

育児教室終了後に活動を始めたサークルや市内で活動しているサークルが楽しく安心して活動を継続するための情報交換や学習の場として、交流会や研修会を行う。また、サークルネットワークの構築を図るとともに、サークル交流室等の自主的な活動の場所の提供等により活動の援助を行う。

オ 多胎児家庭・外国籍家庭・転入家庭支援

双子などの多胎児家庭や外国人の親子、転入家庭の支援を行うため、定期的に交流会を開催し、仲間づくりをサポートするとともに、子育てに必要な情報提供を行う。

カ ボランティア育成支援

ボランティアを受け入れることにより、社会全体で子育てを支援する基盤の構築を図る。
また、担い手の育成支援及び活動の質の向上のため、ボランティアに対する必要な指導・助言を行う。

実績

令和元年度(2019年度)年間利用者数 (単位：人)

一般利用者数	50,211
専用使用者(サークル活動)数	950
一時預かり利用者数	2,265
計	53,426

令和元年度(2019年度)事業開催数及び参加者数

「親子教室」 288回開催 延べ7,407人参加

「子育て講座」 30回開催 延べ 698人参加

4 のびのび子育てプラザ一時預かり事業

保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や保護者の育児負担の軽減やリフレッシュを図るため、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的として、のびのび子育てプラザにおいて一時預かり事業を実施している。

概要

ア 利用可能な事由

(ア)緊急かつ一時的な事由によるもの

保護者の疾病、災害、事故、出産、介護・看護、冠婚葬祭ほか(5日以内を限度)

(イ)私的理由によるもの

保護者の育児疲れ等に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため(週2回を限度)

イ 利用対象者

本事業を必要とし、次のいずれにも該当する乳幼児とする。

(ア)児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない者。

(イ)市内に居住する生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児で、集団保育が可能な者。

ウ 利用定員

1日10人以内とする。

エ 利用日及び利用時間

利用日は月曜日から金曜日(祝日を除く)

利用時間は、午前9時から午後5時まで(1日単位のほか、半日単位の利用も可)

オ 利用料

一時預かり事業利用料 (単位：円)

利用区分	午前半日	午後半日	1日
3歳未満児	1,250	1,250	2,500
3歳以上児	750	750	1,500

※利用者の年齢区分は、事業を利用する年度の4月1日における年齢による。

5 すいたファミリー・サポート・センター事業

地域において育児の援助ができる者と育児の援助を受けたい者をファミリー・サポート・センターの会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うことにより、地域での子育て支援の基盤形成、仕事と家庭の両立支援及び男女共同参画社会の形成を図る。

活動開始日 平成13年(2001年)7月1日

実績

会員数		各年度末現在(単位:人)		
年度区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	
依頼会員	1,510	1,529	1,395	
援助会員	245	245	210	
両方会員	279	251	184	
計	2,034	2,025	1,789	
相互援助活動件数		(単位:件)		
年度	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	
活動件数	4,269	4,048	4,169	

6 子育て支援コンシェルジュ事業(利用者支援事業)

専任の子育て支援相談員が妊娠期から子育て期にわたる保護者の相談に応じ、その個別のニーズを把握して、良質かつ適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする。平成28年度(2016年度)から、のびのび子育てプラザで週7日開設。平成29年度(2017年度)11月に、高野台のびのびルームを開設し、週1回の出張相談を行っている。また、すくすく赤ちゃんクラブ等へ出向き、子育て世帯の相談を受けている。

事業開始日 平成28年(2016年)4月1日

実績 令和元年度(2019年度)相談件数

電話相談	450件
来館相談	730件
出張相談	108件

児童会館

1 設置目的

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設であり、保護者が同伴している乳幼児及び小学生までの児童を対象に、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

2 施設の概要

名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	開 館 日
千里丘児童会館	千里丘上 26番19号	1,244.62	391.88	昭和55年(1980年) 4月15日
高城児童会館	高城町6番2号	557.69	603.50	〃 58年(1983年) 8月1日
朝日が丘児童センター (公民館・高齢者いこいの間と併設)	朝日が丘町 15番1号	967.36	418.20	〃 59年(1984年) 5月1日
五月が丘児童センター (公民館・高齢者いこいの間と併設)	五月が丘西 5番1号	999.90	420.12	〃 61年(1986年) 5月1日
南吹田児童センター (高齢者いこいの間と併設)	南吹田5丁目 21番27号	753.03	415.25	〃 63年(1988年) 5月1日
原町児童センター (市民サービスコーナーと併設)	原町4丁目 26番8号	1,418.31	467.38	平成元年(1989年) 12月1日
山田西児童センター	山田西1丁目 5番1号	500.00	450.71	〃 4年(1992年) 5月1日
竹見台児童センター (市民ホールと併設)	竹見台3丁目 5番3号	950.00	450.52	〃 5年(1993年) 12月1日
豊一児童センター	垂水町3丁目 7番13号	1,695.97	628.77	〃 6年(1994年) 11月1日
寿町児童センター	寿町2丁目 8番16号	698.54	450.45	〃 7年(1995年) 8月1日
千里山竹園児童センター	千里山竹園2丁目 1番5号	969.07	525.52	〃 21年(2009年) 10月18日

3 設備

屋内設備 遊戯室、図書室、集会室、学習室、事務室及び静養室

屋外設備 広場（朝日が丘、五月が丘、南吹田、原町、山田西、竹見台、豊一、
寿町、千里山竹園）

4 利用状況

（単位：人）

名 称	年 度		
	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)
千里丘児童会館	23,356	27,116	22,331
高城児童会館	29,231	30,151	24,937
朝日が丘児童センター	41,533	37,577	34,550
五月が丘児童センター	33,919	32,394	25,650
南吹田児童センター	24,149	20,262	18,908
原町児童センター	26,604	24,993	24,721
山田西児童センター	29,504	26,576	23,643
竹見台児童センター	23,294	25,189	24,558
豊一児童センター	46,081	44,675	38,337
寿町児童センター	21,829	22,314	22,827
千里山竹園児童センター	35,584	35,696	30,076
合 計	335,084	326,943	290,538

5 豊一児童センター一時預かり事業

保護者のリフレッシュ、通院等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、豊一児童センター内の保育室で児童を預かり、必要な保育を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。

平成29年（2017年）12月事業開始。

(1) 事業内容

ア 利用対象者

市内在住の1・2歳児。

ただし、次のいずれかに該当する児童は除く。

(ア) 子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている

法第20条第4項に規定する支給認定子ども

(イ) 私立幼稚園に在籍している児童

イ 利用定員

1日6人以内

ウ 利用日及び利用時間

利用日は水・木・金曜日。ただし、祝日、小学校長期休業中（春・夏・冬休み）、5月3日～5月5日、児童センター休館日は休業。

利用時間は午前9時30分から午後1時まで。

エ 利用料

1日 1,100円

(2) 令和元年度事業実績

ア 開室日数 107日

イ 述べ利用児童数 460人

こども発達支援センター

障がいのある子供一人一人に応じた福祉的、教育的及び医療的側面からの総合的な援助を行うとともに、その保護者を支援する施設として整備された。

地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園の三つの施設があり、相互に連携しながら障がいの種別にとらわれない支援を行っている。

こども発達支援センター（地域支援センター・杉の子学園・わかたけ園）の施設の概要

位 置 片山町2丁目11番40号

敷地面積 4,778.67㎡ 建築面積 2,217.45㎡ 延べ床面積 4,092.72㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造3階建

1 地域支援センター

(1) 目的

「言葉が遅い」「落ち着きがない」「友達と遊べない」などの悩みや不安のある子供と家族の相談に応じるとともに、必要な訓練を行う。

幼稚園や保育園等に入園するまでの乳幼児から学齢期(18歳まで)の子供を対象とし、関係機関と連携を図りながら、療育システムの推進を図る。

また、施設の利用提供、市民向け福祉講座の開催等を通して、障がい児とその家族が安心して生活できるまちづくりを行う。

(2) 事業概要

ア 外来相談

- ・一般相談
- ・専門相談（発達相談・言語相談・作業療法相談）

イ 巡回相談

公・私立保育園、放課後子ども育成課等を対象に、在籍機関で行動観察を行い、指導内容や指導計画作成等の支援を行う。また、必要に応じて発達相談を実施。

ウ 外来訓練

- ・言語聴覚療法…言語機能の向上、発達を促す
- ・作業療法…生活動作、手指操作に必要な感覚の発達を促す

エ 親子教室

- ・乳幼児健康診査事後指導事業（初期親子教室）
- ・就学前児童の教室
- ・学齢児童の教室

オ 地域生活支援

- ・保護者活動室、多目的室の利用提供

障がいのある子供とその家族が地域で安心して生活できるように、保護者グループの活動を支援する。

- ・きょうだいの見守りを支援するボランティアコーディネーターの配置
- ・市民を対象とした障がいの理解やサポートに関する講演会の開催

カ 相談支援事業

主に障害児通所支援利用希望児童について、障がい児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、利用状況のモニタリングを実施

キ 保育所等訪問支援事業

児童福祉法に基づき、保育園や幼稚園、学校等、障がい児が集団生活を行う場に専門職を派遣し、直接療育や助言・指導を実施。

2 杉の子学園

(1) 目的

知的発達に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供する。

(2) 在園児数

定員 70人

令和2年(2020年)4月1日現在

年齢(歳)	5	4	3	2	計
人員(人)	21	19	30	0	70

3 わかたけ園

(1) 目的

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある就学前の児童に、日常動作における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の児童発達支援及び治療を提供する。

(2) 事業概要

ア 通園療育事業

保護者とともに通園する肢体の発達に支援を要する就学前の児童に対し、訓練、保育等を行う。

在園児数(定員40人)

令和2年(2020年)4月1日現在

年齢(歳)	5	4	3	2	1	0	計
人員(人)	5	5	4	3	1	0	18

イ 長期欠席児通園対策療育介助事業

通園中の園児が、保護者の妊娠・疾病等により、長期間欠席を余儀なくされる場合、療育効果の停滞・後退を防ぐため、保護者に代わり園児の通園介助を行う介助員を雇用し(最長91日)園児の継続療育を図る。

ウ 単独通園介助

通園する就学前の5歳児に対して、就学に向け、単独での生活に順応できるよう、保護者に代わる介助員を雇用し、一定期間保護者から離れ園児だけの単独での生活を経験することにより園児の自立心の養成を図る。

エ 外来訓練・外来障がい児保育制度事業

地域支援センター、保健所、医療機関等からの紹介を受けた児童に対し、医師の診察・面談を受けて外来による訓練を行う。

また、歩行が困難な未就学児に対する保護者同伴での外来保育を実施し、児童と保護者の支援を図る。

児 童 福 祉

1 子ども医療費助成

市内に住所を有し健康保険の資格のある中学校修了前までの子供に係る医療費（保険診療の自己負担分の一部）を助成する。令和2年(2020年)4月から助成対象年齢を18歳年度末までに引上げ。

年 度	対象年齢児童数(人) (年度末)	登 録 数 (人) (年度末)	助 成 件 数(件)	助 成 額(千円)
平成29(2017)	55,641	43,647	645,304	1,077,092
〃 30(2018)	55,509	52,816	742,351	1,279,336
令和元(2019)	55,393	53,002	775,747	1,361,404

2 ひとり親家庭医療費助成

市内に住所を有する18歳年度末までの児童（表中「18歳未満の児童」と表記）とその児童を監護・養育するひとり親等の医療費（保険診療の自己負担分の一部）を助成する。

年 度	延べ対象者数 (人)		受診率 (%)	助成額(千円)
平成29(2017)	ひ と り 親 等	26,477	131.9	98,410
	18歳未満の児童	38,744	89.6	65,667
	合 計	65,221	—	164,077
〃 30(2018)	ひ と り 親 等	26,005	134.0	96,247
	18歳未満の児童	37,989	91.7	67,031
	合 計	63,994	—	163,278
令和元(2019)	ひ と り 親 等	24,453	143.6	96,519
	18歳未満の児童	35,930	95.4	66,555
	合 計	60,383	—	163,074

3 児童手当等

区分	対象者	支給金額 令和2年(2020年) 4月1日現在	対象者数(人) 令和2年(2020年) 3月31日現在 ()内は児童数	支給額(円) 令和元年度 (2019年度)	実施時期
児童手当	中学校修了前の児童を養育している者	3歳未満 月額 15,000円 小学校修了前 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 所得制限限度額超過 5,000円	32,040 (52,066)	6,147,670,000	昭和47年 (1972年) 1月
児童扶養手当	18歳年度末までの児童を養育しているひとり親又は養育者	(全部支給者) 月額 43,160円 (一部支給者) 月額 43,150円 10,180円 児童2人以上のときは次のとおり加算 (所得により変動あり) 2人目 10,190円 3人目以降 各 6,110円加算	2,095 (3,153)	1,416,752,900	" 37年 (1962年) 1月
交通遺児手当	両親の一方が交通事故で死亡又は重度障がいになった児童を養育している者(児童が中学校修了まで)	遺児1人につき 月額 8,100円	5 (9)	874,800	" 46年 (1971年) 4月
遺児手当	両親が死亡又は重度障がいになった児童を養育している者(児童が中学校修了まで)	遺児1人につき 月額 8,100円	9 (14)	1,360,800	" 47年 (1972年) 4月

(注) 交通遺児手当、遺児手当は本市単独

4 助産施設入所状況

経済的な理由で入院助産が受けられない妊産婦に対し、助産施設（大阪府済生会吹田病院・市立吹田市民病院等）での出産費用を助成する。

助産施設

令和元年度(2019年度)

区分	措置人員	措置費(千円)
大阪府済生会吹田病院	4	2,183
市立吹田市民病院	1	542
その他の	1	575
合計	6	3,300

5 ひとり親家庭自立支援事業

(1) 相談事業

相 談 内 容	実 施 曜 日	実施時間・場所
母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭や寡婦の方の自立に必要な情報の提供や指導、貸付金の相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後5時30分 児童部子育て給付課
就業支援専門員によるひとり親家庭や寡婦の方の就業に関する相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後5時30分 児童部子育て給付課
ひとり親家庭の養育費・面会交流相談	毎月第3木曜日	午後1時～午後4時(予約制) 児童部子育て給付課

(2) ひとり親家庭自立支援給付事業

ひとり親家庭の母及び父の就業機会の拡大を図るため、ひとり親家庭自立支援給付金を支給する。

令和元年度(2019年度)	自立支援教育訓練給付金	7件	41万548円
	高等職業訓練促進給付金	18件	2,067万円
	高等職業訓練修了支援給付金	4件	17万5,000円

(3) 母子家庭等技能習得講座 (吹田市母子寡婦福祉会に委託)

令和元年度(2019年度)

種 目	開 講 曜 日	開 講 数	定 員
パソコン(ワード)	木・土曜日	全9回	12名
パソコン(エクセル)	木・土曜日	全17回	12名
介護初任者研修	土・日曜日	全16回	20名

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため(子の修学や就学支度、親自身の技能習得など)に資金を貸付けする。

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の父、母又はひとり暮らしの寡婦(かつて母子家庭の母であった方)の方が、自立のための修業や就職活動、病気などの事由により、日常生活を営むのに支障が生じているときに、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣し、家事や育児などの支援を行う。

(6) すいたファミリー・サポート・センター利用料の助成事業

ひとり親家庭の就労の支援と育児に係る経済的負担の軽減を図るため、すいたファミリー・サポート・センター相互援助活動を利用するひとり親家庭の方に、援助会員に支払った報酬(利用料)の一部を助成する。

(7) 児童福祉サービス給付事業

障がい児通所支援に係る給付費の審査、支払業務を行う。

障害児通所給付費等支給業務実績

(単位：人、箇所)

	給付費支給額 (円) (国1/2 府1/4負担)	児童 発達支援		医療型児童 発達支援		放課後等 デイサービス		居宅訪問型 児童発達支援		保育所等 訪問支援		相談 支援		合計	
		延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数
平成29年 (2017年)度	1,181,225,886	4,454	66	727	3	10,869	124			59	4	1,639	24	17,748	221
平成30年 (2018年)度	1,442,115,721	6,409	83	768	2	13,493	140			109	7	2,563	25	23,342	257
令和元年 (2019年)度	1,686,697,761	7,653	116	714	3	16,373	171	17	1	160	9	3,465	29	28,382	329

6 家庭児童相談

児童虐待などの家庭児童相談に対し、専門相談員が電話相談や来庁相談、家庭訪問を行い対応する。

開設場所 児童部家庭児童相談課

相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（祝・休日、年末年始を除く）

専用電話 6384-1663

相談件数

(単位：件)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
児童虐待相談	990	1,212	1,321
その他の養護相談	78	53	67
不登校相談	8	2	4
育児・しつけ相談	22	11	15
性格行動相談	8	3	2
その他	32	36	35
計	1,138	1,317	1,444

7 育児支援家庭訪問事業

保育士、幼稚園教諭などの資格を有するボランティアの育児支援家庭訪問員が、子供の養育に支援を必要としている家庭を訪問し、一定期間、養育に関する相談や育児スキルの助言などを行う。

事業実績

年 度	訪問家庭数(件)	延べ日数(日)
平成29 (2017)	27	178
〃 30 (2018)	25	111
令和元 (2019)	20	161

8 子ども見守り家庭訪問事業

(1) 事業目的

民生委員・児童委員、主任児童委員等が、市内の生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報提供、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境の把握を行う。また、支援を必要とする家庭を、早期に必要な各種の養育支援につなぐことにより、児童の心身の健全な成長を図る。

(2) 対象者

生後4か月までの乳児のいる世帯

(3) 事業実績

年 度	対象児童数(人)	面談できた件数(件)
平成29(2017)	3,208	1,844
〃 30(2018)	3,208	1,810
令和元(2019)	2,942	1,637

9 親支援プログラム事業

(1) 事業目的

子育ての様々な局面において親自身が問題解決していく力を培うことができる参加体験型の学習プログラムを通し、子育てに前向きに取り組めるよう支援し、児童虐待の未然防止と子供の健全育成を図る。

(2) 対象者

2歳～12歳の子供のいる、子育てに困っている親

(3) 事業内容

5回のグループワークと2回の電話による個別相談

1講座当たり12人の定員で2講座実施

(4) 事業実績

年 度	応募者数	日 程	受講者数
平成29(2017)	23	A	9
		B	8
平成30(2018)	35	A	12
		B	12
令和元(2019)	29	A	14
		B	12

10 保育所での一時預かり事業

(1) 事業の概要

保護者の断続的・短時間の就労等により、週3日以内で家庭での保育が困難な場合や、保護者の傷病・看護等により一時的に家庭での保育ができないとき、また育児負担の軽減等のため、保育所で一時的に児童を預かり保育を行う事業で、平成3年(1991年)10月に市の委託事業として創設し、その後助成事業として実施している。

(2) 対象児童

吹田市に居住し、集団保育が可能な児童であって、児童福祉法第24条第1項本文の規定による保育所における保育の実施の対象とならない生後6か月から就学前の児童（緊急一時保育の対象となるものを除く）

(3) 保護者負担（利用料）

各実施保育所が定めた額 実施保育所で徴収

（公立保育所は下記のとおり、私立保育所は同額か500円ほど高い）

平日	3歳未満児	2,500円／1日
	3歳以上児	1,500円／1日
土曜日	3歳未満児	1,250円／午前半日
	3歳以上児	750円／午前半日

いずれも給食費・おやつ代は別（公立保育所給食費は300円）

(4) 実績

令和元年度(2019年度)利用延べ人数	7,258人
公立	3,125人
私立	4,133人

11 休日保育事業

(1) 事業の概要

児童の保護者が就労等により、児童の日曜・祝日の保育が困難なときに保育を行う事業で、平成16年(2004年)4月から市の助成事業として市内2か所、平成17年(2005年)4月には市内1か所、平成19年(2007年)9月からは委託事業として市内2か所の私立保育所で実施、平成21年(2009年)4月に公立保育園職員により吹田市立こども発達支援センター（旧こども支援交流センター）で休日保育室を開室している。平成22年(2010年)4月からは市内1か所の私立保育所が実施していたが、平成27年(2015年)4月から実施する私立保育所がなくなり、吹田市立こども発達支援センター1か所で事業実施している。

(2) 対象児童

本市に居住している2号認定子ども、3号認定子ども等で、休日等においても保護者が勤務等の理由により保育を必要とする児童及び杉の子学園、わかたけ園に通園する児童

(3) 保護者負担（利用料） 休日保育事業利用料

利用時間 年齢区分	8時間以内	8時間を超え 9時間以内	9時間を超えるとき
0歳児	3,000円	3,300円	3,600円
1歳児及び2歳児	2,400円	2,700円	3,000円
3歳児以上	2,000円	2,300円	2,600円

備考1 年齢区分は、事業を利用する年度の4月1日における年齢による。

2 おやつ代を含むものとする。

(4) 実績

令和元年度(2019年度)利用延べ人数 573人

12 子育て短期支援事業

(1) 事業の概要

保護者の疾病・出産・仕事等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合（ショートステイ事業）や、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間、休日等の家庭における児童の養育に困難を生じている場合（トワイライトステイ事業）に、児童福祉施設において、一定期間、児童の養育を行う。

事業は、児童養護施設大阪西本願寺常照園、松柏学園のほか、大阪水上隣保館が運営する遥学園、翼、乳児院の各施設に委託している。

(2) 対象者

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童であって、他に養育する者がいない児童。

(3) 利用期間

ショートステイ事業 原則7日以内

トワイライトステイ事業 午後8時まで

(4) 保護者負担（利用料・日額）

ショートステイ事業		トワイライトステイ事業	
生活保護受給世帯	0円	(午後6時まで) 生活保護受給世帯	0円
母子家庭・父子家庭等ひとり	1,000円	母子家庭・父子家庭等ひとり	300円
親世帯及び市民税非課税世帯	(1,100円)	親世帯及び市民税非課税世帯	
その他の世帯	2,750円	その他の世帯	750円
	(5,350円)		
		午後6時以降の利用は追加料金が必要	

(注) () 内は2歳未満の場合

トワイライトステイ事業で日曜日、土曜日及び休日預かりを行う場合の午後6時までの利用は、母子家庭・父子家庭等ひとり親世帯及び市民税非課税世帯については、350円／日。その他の世帯については、1,350円／日

(5) 事業実績

年 度	延べ利用児童数	委託料支出額
平成29(2017)	ショートステイ事業 66人(日)	385,150円
	トワイライトステイ事業 0人(日)	0円
平成30(2018)	ショートステイ事業 40人(日)	353,550円
	トワイライトステイ事業 0人(日)	0円
令和元(2019)	ショートステイ事業 10人(日)	40,500円
	トワイライトステイ事業 6人(日)	9,000円

保育所等の安全対策

1 趣旨及び目的

安全であるべき保育所等における子供たちの安全確保のため、平成22年度(2010年度)までは警備員を、平成23年度(2011年度)4月からは安全管理員を園門に配置し、園門付近を常時監視することにより、不審者の侵入防止・抑制を図り、来園者の受付・チェック機能を果たすとともに、不審者の侵入などの緊急時に迅速な連絡・通報などの対応により、子供たちにとって安全で安心な施設とし、保護者の不安の解消を図る。

なお、平成27年度(2015年度)からの子ども・子育て支援新制度施行に伴い、私立幼稚園の安全対策助成事業を統合するとともに、私立認定こども園も対象となる。

2 事業概要

- (1) 開始年月日 平成17年(2005年)6月1日
- (2) 実施場所 吹田市立保育所全13か所、吹田市立はぎのきこども園、吹田市立杉の子学園、吹田市立わかたけ園、吹田市内私立保育所、私立認定こども園、吹田市立幼稚園全15か所、吹田市内私立幼稚園
- (3) 内容 公益社団法人 吹田シルバー人材センターに委託し、園門に安全管理員(各施設1名)を配置。また、私立保育所等について、警備員を配置する経費を助成。
- (4) 経費

(単位：千円)

年 度	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)
市立保育所等	26,125 (21か所)	28,061 (25か所)	34,564 (30か所)
こども発達支援センター	1,241	1,268	1,218
私立保育所等	11,416 (23か所)	13,263 (25か所)	16,134 (31か所)